

桶川市立桶川小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど等該当児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年度 いじめ防止対策推進法 第2条）

上記の考え方のもと、本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントを挙げる。

- ① 児童を含め、学校全体でいじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と連携・協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が連携・協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

●お互いに相手を思いやる雰囲気づくりをする。また、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ① 一人一人が活躍できる学習活動
 - ・なかよしタイムやクラブ活動、委員会活動などでの異学年交流の充実
 - ・児童の自発的な活動を支えるクラブ活動、委員会活動の充実
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習ノートを活用した自宅学習の推奨
- ② 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
 - 年間指導計画における活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ③ 人とつながる喜びを味わう体験活動
 - 友達とわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション能力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。
- ④ 道徳教育の充実
 - 道徳授業の充実を図り、児童一人一人が自己を見つめ、人間としてよりよい在り方や生き方、

道徳的価値についての自覚を深め、自尊感情や自己肯定感を高められるように努める。また、全教育活動を通じて、相手や仲間の気持ちを考え、思いやりの心をもって行動できる道徳的実践力の育成に努める。

⑤ 特に配慮が必要な児童への対応

学校として特に配慮が必要な児童（発達障害のある児童、外国人児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等）については、教職員が当該児童の個々の特性を理解し、情報共有をして、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめの早期発見・早期解決のための取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものである」という基本認識に立ち、すべての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことが必要である。

イ おかしいと感じた児童がいる場合には、学年会や生徒指導推進委員会等の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には当該児童から悩み等を聞き、早期解決を図る。

エ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に定期的な調査を次の通り実施する

- ・児童対象いじめに関するアンケート 年10回
(5月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月)
- ・保護者対象いじめに関するアンケート 年1回(2学期)
- ・個別面談を通じた学級担任による全保護者の聞き取り調査(6月)
- ・教育相談日を活用した、学級担任等による保護者の聞き取り(通年)

オ 埼玉県教育委員会より通知されるいじめ早期発見等の資料を懇談会で配付し、保護者と共通理解を図る。

(2) いじめの早期解決のために、いじめ対応プロジェクトチームを中心に問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、いじめ対応プロジェクトチームを中心に対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。ただし、加害児童に対しその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないこともあるので、柔軟な対応をする。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく、桶川市教育委員会、各種団体や専門家、保護者と協力をして解決にあたる。また、対応方法について教職員全員の共通理解を図る。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスマイル相談員、スクールカウンセラー、中学校区のさわやか相談員と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める必要がある。未然防止には、児童たちの家庭用パソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見はSNSを閲覧しているときやメッセージを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など事案によっては、警察等の専門機関と連携して対応していくことが必要である。

ア 児童たちの家庭用パソコンや携帯電話を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童たちを危険から守るためのルールづくりを行う。特に、携帯電話を持たせる必要性について検討する。

イ インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口」になっているという認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きているという認識をもつ。

ウ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童達に深刻な影響を与えることを認識する。

エ 家庭では、SNSを閲覧しているときやメッセージを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけるようにする。

〈未然防止・早期発見の観点から〉

○全校児童、親を対象として、「情報モラル」に関する学習の場を設ける。

・実態に応じて、各クラスで「情報モラル」に関する動画を視聴し指導する。(年間1回)

・懇談会に各クラスで保護者向けの「情報モラル」に関する動画を視聴する。(年間1回)

※必要に応じて外部講師を活用する。

○ネットトラブル注意報(埼玉県教育委員会)を懇談会資料で配付し、保護者と共通理解を図る。

(4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしないようにする。

イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題の相談窓口の利用も検討する。

ウ 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページで公開し、年度初めに児童保護者に説明を行うことで、学校としてどのように児童を育てようとしているかわかるようにする。

(5) 重大事態への対応

ア 「重大事態」の意味を全職員が理解する。

○「重大事態」の定義

・いじめにより、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合

- ・いじめにより、児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日間を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査にあたる）があると認められた場合
- ・児童や保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあった場合

イ 「重大事態」への対処

- ・重大事案が発生した旨を、桶川市教育委員会に報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・当該事案の事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(6) いじめの解消

いじめは、謝罪だけをもって解消するとは言えない。いじめが解消している状態として、以下の2点とも満たされていることを原則とする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月は経過している。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められる。

いじめが「解消している」状態と認定された場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、その後も日常的に注意深く観察をする。

いじめの解消については、担任の報告をもとに、いじめ対応プロジェクトチームで決定する。

4 いじめ関係の対策組織

(1) 「生徒指導推進委員会の設置」

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導推進委員会」を設置する。

【構成員】

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、推進委員担当教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スマイル相談員

【役割】

ア いじめの早期発見に関すること

- ・アンケート調査
- ・教育相談等
- ・情報の記録と保管
- ・情報の共有

イ いじめの未然防止に関すること

ウ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童、保護者の理解を深めること

エ 校内研修の計画と実施

オ 学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行）

【開催】

月1回を定例会とする。

(2) 「いじめ対応プロジェクトチーム」の設置

いじめ事案が起きた際、早期解決のために、次の機能を担う「いじめ対応プロジェクトチーム」を設置する。

【構成員】

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、必要に応じて校長が指名する関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家等）、また関係児童の学級担任と学年主任

【役割】

- ア いじめであるか否かの認定、いじめ解消の認定
- イ いじめ事案に対する対応に関すること
 - ・被害児童に対する支援の体制・対応方針の決定
 - ・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定
 - ・保護者との連携

【開催】

報告があった都度、またその他臨時的に開催する。

5 その他

- ・いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発防止のための取組等について適正に評価する。
- ・学校評価項目や保護者のアンケート等にいじめの早期発見に関すること、いじめの再発防止に関することを加える。

6 経過

- | | | |
|-----|------------|---------|
| (1) | 平成26年3月25日 | 本基本方針策定 |
| (2) | 平成26年4月1日 | 本基本方針施行 |
| (3) | 平成28年4月1日 | 本基本方針施行 |
| (4) | 平成30年4月1日 | 本基本方針施行 |
| (5) | 令和元年8月23日 | 本基本方針施行 |
| (6) | 令和4年4月1日 | 本基本方針施行 |
| (7) | 令和4年8月1日 | 本基本方針施行 |
| (8) | 令和5年4月1日 | 本基本方針施行 |
| (9) | 令和6年4月1日 | 本基本方針施行 |